

## 西ドイツ社会法典におけるプライバシーの保護と情報公開

### 乙 部 哲 郎

#### 一 はじめに

一 西ドイツの社会法典 (Sozialgesetzbuch. 以下、S G B という) の第一編「通則」は、一九七五年に制定されたが、この中には、当時、つぎのような規定があった。

#### 第三五条 (秘密保持)

- (1) 何人も、その秘密とりわけ個人の生活領域に属する秘密および経営上の秘密ならびに取引上の秘密は給付主体、その団体その他本法にあげる団体および監督官庁が権限なく開示しないこと、を求める請求権を有する。開示は、当事者がこれに同意するとき、または法律上の通知義務

が存するときは、権限のないものではない。

- (2) 給付主体間の職務共助は、委託官署がその任務を履行するためには秘密を保持されるべき事実を知らなければならぬ。第一項の規定による制限をうけない。

同条の立法趣旨は、社会的給付請求権を実現するためには、市民は、広範囲にわたってその秘密を社会行政に対して開示しなければならない (S G B 通則六〇条、六六条参照) ことに対応して、社会行政に対する市民の信頼保護の観点から市民の秘密保持に値する事実を行政が権限もないのに開示することを禁止したことにある<sup>(1)</sup>。しかし、同条をめぐっては、秘密保持事項の開示が許されるべき場合として、職務共助のケ

ースを除くと、当事者の同意があるときおよび法律上の通知義務の存するときに限られること、そこで、このほかに開示権限の有無を利益衡量の方法によって決めようという見解もあつたこと、また、法律上の通知義務のあるときとはどのような場合をいうのかが明確ではなく、たとえば、刑事訴訟法一六一条などにより裁判所・検察官に教示請求権 (Auskunftsrecht) の存する場合がこれに含まれるかどうかについて見解が対立していた。このほか、財源の窮乏化に伴う社会的給付の公正妥当な配分ということから給付の必要性について厳正な審査が必要であり、このためには社会行政は大量のデータを有すべきこと、連邦データ保護法 (Bundesdatenschutzgesetz、以下、BDSG という) は行政の各領域における特殊性を考慮した規定をつうじて補充されるべきことなどの点が指摘されていた。以上のことから、右三五条の制定施行後も、秘密保持およびデータ開示に関するより詳細な立法を期待する声が強かつた<sup>(3)</sup>。

そこで、一九八〇年八月一八日、SGB 第一〇編「行政手続、社会的データの保護、給付主体間の協力およびその第三者との関係」(Verwaltungsverfahren, Schutz des Sozialdaten, Zusammenarbeit der Leistungsträger und ihre

Beziehungen zu Dritten) が制定公布され、翌年一月一日から施行されるにいたつた。「第二章社会的データの保護」(六七条〜八五条) は、連邦議会の審議の過程ではじめて本編に加えられたものであり、政府草案中にはなかつた。本章は二つの節から成り、「第一節秘密保持 (Geheimhaltung)」は、本編の制定と同時に改正され、かつ、社会的秘密保持の根本規定としての性格をもつ SGB 一編三五条をうけて、社会的データの開示が許される場合を完結的に定めようとするものである。「第二節データ処理の際の社会的データの保護 (Schutz der Sozialdaten bei der Datenverarbeitung)」(七九条〜八五条) は、BDSG の規律を社会行政の特殊性を考慮にいて補充する規定であるといわれている。SGB 一編三五条および一〇編二章の規定は、社会行政の領域にかぎってではあるが、プライバシー保護およびこの観点にもとづく情報公開の制限・授權立法としての性格をもっているように思われる。

二とところで、わが国においても、近時、情報公開をめぐる論議はきわめて活発である。国民の情報公開請求権は承認する必要があるが、このことは、国民から要求があればすべて行政は情報公開を義務づけられるということを意味するわけ

ではない。個別の事案によつては、要求にかかる当該情報の公開により、第三者である国民のプライバシーおよび行政側の利益が害なわれることがある。とくに、国民の秘密は、その真正な内容がいったん開示されるとこれをなかつたものとするのが不可能であり、他方、本格的なコンピュータシステムの導入により国民のあらゆる情報を行政が管理しようとする時代を迎えつつある。これらのことを考えると、包括的なプライバシー保護法・条例の制定も、情報公開法・条例の制定とともに検討する必要がある。現在のとこる地方公共団体のレベルでは、プライバシー保護条例の制定の方が情報公開条例のそれよりも先んじて行なわれている。

そこで、本稿は、わが国におけるプライバシー保護、さらには情報公開の法的検討にとつて参考に資するため、さしあたり、SGB一編三五条および一〇編二章一節の規定の訳出とその意味の概要を若干の文献にしたがって紹介しようとするものである。

(1) さしあたり、拙稿「西ドイツ情報公開法の一考察」神戸学院法学一巻三号二二頁以下参照。

(2) 同法については、たとえば、太田知行「西ドイツ連邦情報保護法について(上)・(中)」法曹時報三〇巻九・一〇号、石村善治「西ドイツのプライバシー保護立法と運用の実態」ジュリスト七四

西ドイツ社会法典におけるプライバシーの保護と情報公開

二号、津田賛平「西ドイツ連邦データ保護法」ジュリスト七六〇号など参照。

(3) O. Mallmann/S. Walz, Schutz der Sozialdaten nach dem neuen Sozialgesetzbuch, NJW 1981 S. 1020.

(4) G. Schroeder-Prinzen (Hrsg.), Sozialgesetzbuch: Verwaltungsverfahren (Kommentar), 1981 S. 279 ff. を中心として参照し、その他前注(3)掲記のもの、J. Meydam, Die Regelung der Sozialdatenschutzes im Sozialgesetzbuch-Verfahrensverfahren, in: Sozialgesetzbuch X Textausgabe mit 7 einführenden Aufsätzen, 1981 S. 136 ff. など を参照したが、以下、原則として逐一の引用の表示はしないことをお断わりしておきたい。なお、条文について、数字のみの引用はSGB一〇編に在中の条文であることを示す。

## 一 SGBの規定の概要

### 第三五条(社会的秘密)——第一編

(1) 何人も、その人的および物的事情(個人関係的データ)に関する個別的申立ては社会的秘密として給付主体によって保持され、かつ権限なくして開示されないことを求める請求権を有する。この請求権は、給付主体の団体ならびに事業団体、本法中における公法上の団体、芸術家社会金庫社会的給付の計算もしくは支払を委ねられているかぎりでは

乙部

(二六九) 一三九

ドイツ連邦郵便、および監督、会計検査もしくは指令の権限を有する官庁に対しても、向けられる。

(2) 開示は、第一〇編第六七条から第七七条までの規定に定める要件のもとでのみ、許される。

(3) 開示が許されないかぎり、教示義務、証明義務および文書、記録、資料ならびにその他データを含むものの提供または交付の義務は存しない。

(4) 経営上の秘密および取引上の秘密は、個人関係のデータとみなす。

本条の立法趣旨については、すでに述べた。第一項は、また、秘密保持の対象に關し基本的にはB D S G二条一項の用語法にならったようである。ここで、「人的事情」とは、たとえば、氏名、住所、結婚・離婚(別)等、出生地、国籍、信仰、職業、保険料の等級、医療上の診断、容姿、性格などをいう。これらについての申立てによって当事者が特定可能となれば、たとえ当事者の氏名の表示がないときでも、個人関係のデータとなりうる。「秘密」とは、制限された人的範囲にのみ知られ、かつ、当事者が秘密保持につき保護に値する利益をもつか、あるいは事情を知らばもつであらうよう

な事実すべてをいう。この場合、厳密に客観的ではなく、秘密にしておきたいという当事者の意思・意見も考慮にいれるべきである。

一項に關して注目すべきは、個人関係のデータという概念自体の導入よりも、むしろ、個人関係のデータは社会的秘密として給付主体等が保護すべきであり、したがって、給付主体等は権限なくしてこれを開示してはならないことを求める権利が当事者に認められたことにある。社会的秘密の擁護はまさに権限なくして開示されないことによりなされるから、旧規定と本条との間には格別の差異はないかのようにもみえる。しかし、立法者は、社会行政による積極的保護義務(Positive Schutzpflicht)を創設するために本条の用語法を意識的に選択したのであり、今や、個人は、行政に対し、単に、権限なき開示からの保護という消極的な不行為請求権のみでなく、積極的にデータへの確保措置を求める請求権をも有することになった、とされる。なお、個人の権利に対応して義務を負う行政の範囲は、旧規定よりも、より明確かつ広範囲にわたっている。

第二項は、データの開示はS G B一〇編六七条から七七条までの規定にもとづいてのみ許されるとして、開示要件に

ついで完結的な規律をなすことにより、旧規定における前記のような解釈上の不明確性を除去しようとしている。ただし、一〇編六八条・七五条に定める場合のデータ開示については解釈上、利益衡量の余地を認めるような不確定概念を用いており、必ずしも満足のいく規定ではないということも指摘されている。

第三項は、とくに裁判手続との関係において一項・二項の効果の及ぶ範囲を明らかにすることにある、とされる。過去においては、裁判所・検察官のなかには、社会行政がもつ文書の差押および社会行政に協力する者への質問をつうじて社会的秘密を破棄するというきらいもあったが、このような実務は、今や、本条三項ならびに一〇編六七条から七七条にもとづくデータの開示要件についての制限的列挙により廃止されるべきことになった、というわけである。

「個人関係のデータ」（本条一項）とは、当事者の人的・物的事情に関する個人的言明をいい、したがって、特定または特定可能な自然人についてのデータをいう。そこで、第四項は、法律上の推定の方法によって、私人等の経営・取引上の秘密について個人関係のデータと同一の法的保護を与えることにした。経営・取引上の秘密（いわゆる企業秘

密）には、当該の私人等に固有のものであり、したがって他人に知られず利用もされなかったものすべてが含まれる。当該の私人等がその秘密保持について正当な経済的利益を有するものでなければならぬ、とされる。具体的には、経営組織、製造方法、宣伝、得意先名簿、給与その他の財政状況、被用者の総数およびその給料額などが、経営・取引上の秘密にあたりうる。

第六七条（原則）——第一〇編（以下、同様）

個人関係のデータまたは経営上の秘密もしくは取引上の秘密の開示は、次の各号の一に掲げるかぎりでのみ、許される。

- 一 当事者が、個別事案において承認したとき
- 二 第六八条から第七七条までの規定にもとづく法律上の開示権限が存するとき

承認は、特別の事情が存するために他の形式によるのでは相当でないかぎり、書面形式を必要とする。承認が他の表示と共同で書面によりされるときは、当事者は、このことをとくに書面により指摘しなければならない。

本条は、その題名が示すように、以下の規定に対する原則

規定としての地位をもつ。「開示」(Offenbaren)とは、「当事者」以外の者に対してする通知・伝達をいう。ある給付主体内部において秘密保持を必要とする事項を伝達することは、これにはあたらない。通知・伝達がどのような方法(私的会話、推断的行為、不行為などでもよい)、形式により行なわれたかは、問わない。秘密および秘密保護の対象に関しては、SGB一編三五条についての記述を参照されたい。

「承認(Einwilligung)」とは、あらかじめする同意(Vertherig Zustimmung)のことを指し、これにより事後的な同意では不十分であることを明確にした。あらかじめの同意をするかどうかについてした当事者の決定がどのような理由にもとづくかということは、重要ではない。この承認は、法律行為的意思表示ではないことまたは社会的データ保護という目的に資するものであることという理由から、民法の意思表示に関する規定は当然には適用されない。したがって、必ずしも行為能力は必要とせず、弁識能力(Einsichtsfähigkeit)があれば未成年者でもこの承認をすることができる、という見解もある。承認は一身専属的であって、代理人による承認では足らない。承認は、いつでも撤回することができる、とされる。

承認は、秘密保持事項の開示の乱用および誤解を避けるために、原則として書面形式によりしなければならない。書面には、当事者の署名が必要である。書面形式によらない承認は、原則として無効である(民法一二五条・一二六条参照)。ただし、特別の事情のあるときは、口頭その他の形式により承認をすることができる。この場合、同様の規定のしかたをしているBDSG三条二段についての見解にしたがって、当事者には当該データの開示の目的・範囲等について十分に知識が与えられるべきこと、書面形式による承認が困難であることという基準が設けられるべきであるとされている。さらに、たとえば、この場合に承認することができる者は社会上の行為能力者とされる一五才以上の者に限られるべきである(SGB一編三六条参照)という見解も主張されている。承認は、問題となっている個別事案ごとにしなければならない、どのデータを誰に對しどのような目的で開示するかを特定しなければならない。

本条二段後半部分の趣旨は、一定の書式ではこの承認が隠されており、このことを知らずに当事者が署名するということとを防止することにある。ここにいう「指摘」は、同一の様式書中でしなければならないというわけではないが、しかし、

必ずすべて書面をつうじて明確に記さなければならない。

本条一段二号の規定は、SGB一編三五条二項をうけて、データの開示権限は六八条から七七条までの規定によつてのみ与えられ、したがつて、その他の規定とくに裁判手続規定は開示権限を与えるものではないことを明らかにする。ここで、「法律」とは、形式的意味における法律をいい（BDSG三条一段一号参照）、行政規則・条例等は含まれない。ただし、この「法律」の授權にもとづき発布された行政規則・条例がこの法律の中に含まれるかどうかには争いもある。「法律」であれば、連邦法であろうと州法であるとを問わない。

#### 第六八条（職務共助の範囲内での開示）

(1) 職務共助の範囲内では、当事者の姓名、生年月日、出生地、現住所および現在の使用者の姓名ならびに住所は、その開示によつて当事者の保護に値する利益が侵されると認めらるに足る理由が存しないかぎり、これを行なわなければならない。受託官署は、第四条第三項の規定にかかわらず、委託官署が他の方法により言明を得ることができる場合にも、開示を義務づけられない。

(2) 開示の請求に関しては、受託官署の長、その一般代理人または特別に授權された職員が決定をする。

本条は、官庁の共助義務を定める基本法三五条を考慮にいられて、若干の社会的データの開示を認める。ただし、本条制定前の法状況と比べて、本条に明示するデータのみに限られること（出生名・給付の種類などの開示は許されない）、職務共助それ自体の適法要件（三条六条）を遵守していることなど、データ開示の要件を限定している。

本条に明示するデータであっても、その開示により「当事者の保護に値する利益が侵されると認めらるに足る理由が存」するときは、開示は許されない。立法者によれば、右の利益侵害は、当事者が秘密保持につき正当な利益をもつと信ずるとき、データ開示に反対の意思をもっているときなどの場合にはみられる。いづれにしても、この利益侵害の有無は、当該の個別事案との関連において比例適合性という憲法原則の範囲内で秘密保持の利益とデータの開示を求める公益とを衡量して判断しなければならない、とされている（本稿一四一頁参照。なお、この利益侵害の有無という要件を加重する規定には、反対の見解もある）。

共助を求める官署（これには、行政庁のみでなく裁判所も含まれると解されている）が、他の方法によりデータを得ることができる場合には、受託官署の開示義務は存しない

(一項二段)。この点において、四条三項が、この場合でも、データを開示するかどうかの決定を受託官署の裁量に委ねているのと異なる。

本条二項は、慎重で公正な審査の確保のために、開示請求についての決定は同項に明示する者に委ねられる旨、定める官庁の長およびその一般代理人は他の職務に忙殺されることが多いから、データ保護を専門的に担当する特別の職員を任用しておくことも考えられうる。

第六九条(社会的任務の履行のための開示)

(1) 個人関係的数据の開示は、次の各号の一に掲げる目的のために必要であるかぎり、許される。

一 第一編第三五条にあげた官署が本法にもとづく法律上の任務を履行するため、または、刑事手続を含めてこれに關係する裁判手続の遂行のため

二 委託にもとづく個人関係的数据の処理のためであつて、これが、第一編第三五条にあげた官署が本法にもとづく法律上の任務を履行するために第八〇条の規定により許されるとき

三 社会的給付の提供についての手続との關係において、当事者の真実ではない事実主張を訂正するため。この場

合においては、開示は、権限ある最高の連邦官庁または州官庁による予めの認可を必要とする。

(2) 法律上の任務または労働協約から生ずる任務の履行については、次の各号に掲げるものは、第一編第三五条にいう官署とみなされる。

一 負担調整法、連邦補償法、刑事訴追措置に対する補償に關する法律、扶養保障法、官吏援護法ならびに盲人援護金ならびに養護金給付に關する州の規定にもとづき給付を提供しなければならない官署およびその監督官庁、会計検査官庁または指令権限のある官庁

二 労働協約法第四条第二項にいう労働協約当事者の共同の施設および公法上の付屬援護施設

本条は、社会行政の組織的分立体制(ＳＧＢ一編一八条、二九条参照)を前提として受給権者の利益と社会行政の円滑な協働のために、社会行政の担当者の相互間のデータの交流を、それが各々の法律上の任務遂行のために必要であるかぎり、保障しようとするものである。

第一項本文にいう「必要であるかぎり」とは、開示すべきデータは本条にいう官署がその法律上の任務の遂行のため



に絶対を知るべきであり、または通知すべきであるデータに限定されることを意味する。この場合、比例適合性の原則も尊重されなければならない。

第一項第一号にいう「本法にもとづく法律上の任務」とは、SGB一〇編のみでなくSGB全体から導かれるあらゆる任務をいう。この場合、「任務」という明示の表現がされている必要はなく、むしろ、立法者によれば、SGB第四編三〇条にいう任務のための法律上の基礎が存していればそれでよい。したがって、法律の授權にもとづき制定された条例の定める任務も、SGB第四編三〇条にいう法律上認められた任務にあたるから、同一〇編六九条にいう法律上の任務に含まれる、とされる。これに対し、SGB第一編三五条にあげる官署が使用者としてまたは国庫領域において行動するときは、「本法にもとづく法律上の任務」に従事していることにはならないから、この場合にデータを必要とするときでもその開示は許されないとされる（なお、一条・八条参照）。

第一項第二号は、一号における同一要件のもとで八〇条により委任されたデータを処理すべきことを定める。これにより、この場合、委任にかかるデータの処理はSGB一編三五条にいう開示を意味することが明確にされた（BDSG

二条三項三号は、この点、異なる取扱をするという）。

第一項三号にいう「当事者の……主張」は、ひろく公表されていることを要するとされ、この公表は、真実ではない主張が不特定の人的範囲に知られているときに、認められることになる。「事実」は厳密には価値判断とは区別される。事実の主張は、客観的にみて真実ではないことをいうが、この場合、主張の中核部分が真実ではないことが必要であり、個々の点で間違っているだけでは足りない。真実ではない事実の主張は、行政手続であれ裁判手続であれ「手続」との関連において行なわれたこと、この主張は訂正を必要とすることが求められる。なお、この場合、権限ある官庁による事前の認可が必要となる。この認可は、右の官庁に一身専属的である。

第二項は、社会法上の一連の重要な規定がSGB中に収容されていないことを考慮して設けられた。

第七〇条（労働保護の実施のための開示）

個人関係のデータの開示は、これが労働保護の実施の場合において災害保険主体もしくは営業監督官署の法律上の任務の履行のために必要であり、かつ、当事者の保護に値する利益が侵されないか、または労働保護の実施におけ

る公益が当事者の秘密保持の利益を著しく越えるかぎり、許される。

本条は、いずれも労働保護の任務を遂行する災害保険主体と営業監督官署との間のデータ交換についての規定であり、法律上の任務の遂行のためのデータ開示の特別のケースを定める。

「法律」上の任務とは、六七条におけるようなBDSGとの対比を考慮する必要が存しないから、形式的意味の法律だけでなく実質的意味の法律をも含む、とされている。また、データの開示により、当事者の保護に値する利益が侵害されてはならないことが、必要である。ただし、これを「著しく越える」公益が存するときは、データの開示も許される。「著しく」ということばから、この場合のデータ開示の例外的性格が示されている。開示要件の充足の有無の審査は、開示を求められている官署が行なう。

第七条（特別の法律に定める通知義務の履行のための開示）

個人関係のデータの開示は、これが次の各号の一に掲げる法律上の通知義務の履行のために必要であるかぎり、

許される。

- 一 刑法典第一三八条にもとづく計画された犯行の防止
- 二 連邦伝染病法第四条第一項第一号から第四号までの規定ならびに第二項、性病の撲滅のための法律第一条第二項、第一二条から第一四条第一項までの規定、および外国人法第一〇条第一項第九号ならびに第二項にもとづく公の健康の保護

三 租税通則法第九三条、第九七条および第一一六条にもとづく課税の実施

右の各号に掲げる規定が直接に適用されない場合には、このかぎりでない。

本条は、特別の法律に定める通知義務が個人的秘密の保持よりも優越する場合を、法明確性等の理由から一般条項ではなく限定的列挙のかたちで完結的に定める。本条第二段は、たとえば、他の連邦法・州法が本条一段各号にあげる規定のいずれかを「準用する」旨定めてもデータの開示権限は生じえないことを明らかにし、これによって、開示権限を明確かつ限定的に定めることにした。

第七条（内のおよび外的安全の保護のための開示）

(1) 個人関係的データの開示は、これが、個別事案において、憲法保護、連邦通信事務、軍事防諜事務のための官庁および連邦刑事警察署の管轄内に存する任務の適法な履行のために必要であるかぎり、許される。この場合において、開示は、当事者の姓名、生年月日、出生地、現住所ならびに旧住所および現在ならびに旧の使用者の名前ならびに住所に、限られる。

(2) 開示請求の必要性に関しては、裁判官の職につく資格を有し、またはドイツ裁判官法第一一〇条に定める要件を充足し、請求をする官署の長が指名した受任者が、決定する。最高の連邦官庁または州官庁が請求をした官署について監督のための権限を有するときは、同官庁は、なされた開示請求に関して報知されなければならない。受託官署にあっては、開示請求に関しては、官庁の長またはその一般代理人が決定をする。

本条は、六八条と同じく、公益の予防的保護に資するものである、とされる。ただ、六八条とは異なり、開示されるべきデータの範囲はより広い。また、保護に値する利益の審査についての明規もないけれども、この審査は比例適合性の

原則を考慮して行なわなければならない。

第一項は、保安官庁に対して開示さるべき社会的データの範囲を完結的に定める。また、保安官庁の範囲についても同様である。この中に州刑事警察署はあげられていないが、これは、同署と通常の警察署との間の結着が生ずることをおそれたためである、とされる。したがって、州刑事警察署に対するデータの開示は、六八条の範囲内で行なわれるべきことになろう。

「任務の適法な履行」という語法は、BDSG一〇条一項一段にならつて、データ開示を「法律上の任務」(六九条・七〇条・七一参照)の場合に限定することを避けるために選ばれた。データを開示すべき官署がこの適法性の審査をすべきであるが、相応する知識を欠くことが多いため審査は概略的にのみ行なえばよい、とされる。一項で明示する官署の管轄問題についても同様である、とされる。委託官署は、職務共助を行なうべきという一般的義務を援用するだけではならず、具体的に自己の任務遂行のためにどのようなデータが必要であるかを審査し決定しなければならない。他方、受託官署は、委託官署に権限がないこと、当該任務の遂行が違法であることが明らかであるときは、データを開示して

はならない。

第二項は、右のようなデータ開示のための実的要件が存する場合でも、開示は一定の手続にしたがって行なわれべきことを定める。「〜(するものと)する(sol)」「とは、原則として「〜しなければならぬ(must)」ことを意味する。受託官署にあっては、開示請求についての決定は、六八条二項の場合とは異なり、官庁の長またはその一般代理人(官署の組織編制により決められる)のみがすることができ。

第七三条(刑事手続の遂行のための開示)

個人関係のデータの開示は、裁判官の命令にもとづき、次の各号の一に掲げる目的のために必要であるかぎり、許される。

一 重罪の解明のため

二 軽罪の解明のため。この場合において、教示請求は、

第七二条第一項第二段にあげる申立て、およびすでに提供されまたはまもなく提供されるはずの金銭給付に関する申立てに限定される。

本条は、検察官の官公庁に対する教示請求について定める刑事訴訟法一六一条は一般的な職務共助義務の表明であるこ

と、SGB一〇編六八条の規定もあるがこれを越えるところの職務共助の場合のデータ開示の規定も必要であることなどの理由から、設けられた。本条は、捜査手続にも適用される。なお、本条は、社会的秘密の保護は租税秘密のそれよりも弱いものであってはならないことをも前提とするが、規定のしかたは租税通則法三〇条四項五号(a)などとは異なる。

「重罪」とは一年以上の自由刑が科されるべき犯罪をいい、「軽罪」とはこれよりも軽度の自由刑および罪金刑が科されるべき犯罪をいう(刑法二二条一項・二項)。重罪とは異なり、軽罪の解明の場合には、社会的データの開示は一定の要件のもとでのみ許される。この場合、「金銭給付」とは、通用の貨幣(必ずしもドイツ貨幣に限定されない)による給付すべてをいうが、金銭により評価しうる給付(現物給付)はこれに含まれない。

本条は六八条に対する特別法とみるべきであるから、データの開示により当事者の保護に値する利益が侵害されると認めるに足る理由が存するときでも、開示は許される。もとより、データ開示の必要性の審査の範囲内では比例適合性の原則も尊重されなければならない。この場合、とりわけ刑罰の程度、当事者の秘密保持利益などが考慮にいれられな

ればならない。

データの開示は、裁判官の命令にもとづいて行なわれる。検察官には、本条に定めるような命令権限はなく、検察官に対する本条の準用は、社会的データの保護目的を考慮すれば、許されない。

第七四条（扶養義務違反および恩給等の配分与の際の開示）

個人関係のデータの開示は、次の各号の一に掲げる目のために必要であるかぎり、許される。

一 次の各場合の一に掲げる手続の実施のため

a 法律上もしくは契約上の扶養請求権もしくはこれに代わる賠償請求権を理由とする裁判手続または執行手続

b 非訟事件手続法第五三条bにもとづく恩給等の配分与に関する手続

二 次の各場合の一に掲げる請求権の行使のため

a 第一号aの規定にもとづく手続外における法律上または契約上の扶養請求権。この場合においては、当事者が、民法の規定とりわけ民法典第一六〇五条もしくは第一三六一条第四項第四段、第一五八〇条第二段、第一六一五条aまたは第一六一五条1第三項第一段お

よび一六〇五条の規定にもとづいて、教示を義務づけられているときにかざられる。

b 第一号bの規定にもとづく手続外における恩給等の配分与の範囲内での調整請求権。この場合においては、当事者が、民法典第一五八七条e第一項または第一五八七条k第一項および第一五八〇条の規定にもとづいて、教示を義務づけられているときにかざられる。

第二号aおよびbの場合においては、教示義務が、第一編第三五条にあげた官署の本法に定める開示権限の指摘のもとにその履行が督促された後、相当の期間内に履行されなかったか、または履行されたが完全ではなかったときにかざられる。

本条は、家族の扶養給付はその社会的機能において保険団体または国家がする社会的給付に匹敵するという考え方にもとづく。

第一号にいう「裁判手続または執行手続」は、法律上の扶養請求権（たとえば、民法一六〇一条以下、八四四条二項、一三六〇条）または契約上の扶養請求権と因果関係にあることを要する。契約上の扶養請求権にも言及したのは、法律上

の扶養請求権におけると同様の教示の必要性が存するのみからである。法律・契約上の扶養請求権に代わる賠償請求権が生ずる場合でも、本条項は適用される。社会的データの開示請求権をもつのは裁判所のみであり、私人は第二号に定める請求権をもちうるのみである。

第二号は、一号の規定におけるような裁判手続の実施目的のためにではなく、裁判手続の前段階で、かつ、私人による扶養請求権等の行使について定める。同 a において契約上の扶養請求権が規定された理由は、たとえば、民法一五八五条 c、婚姻法 (Ehgesetz) 七二条にもとづく合意が契約上の扶養請求権を与えるのか、もしくは法律上の扶養義務を具体化するにすぎないのかという区別がむづかしいことが多い、という点にある。

本条にもとづく個人関係的データの開示は、まず、それが必要であること、つぎに、二号 a および b の場合には、民法一六〇五条等の規定にもとつき教示義務が存するかぎりでのみ、許される。二号 a および b の場合、データ開示の乱用を防止するために、さらに開示要件が加重されている(二号二段)。

第七五条(研究または計画のための開示)

(1) 個人関係的データの開示は、これが、次の各号の一に掲げる目的のために必要であり、かつ、当事者の保護に値する利益が侵されないか、または研究もしくは計画における公益が当事者の秘密保持の利益を著しく越えるかぎり、許される。

一 社会的給付の領域における学問的研究のため  
二 公の官署がその任務の範囲内で社会的給付の領域において計画をなすため

第一段の規定にもとづく開示は、第六七条により当事者の承認を得ること、または研究もしくは計画の目的が他の方法により達せられることが期待可能であるかぎり、許されない。

(2) 開示には、権限ある最高の連邦官庁または州官庁による予めの認可を必要とする。この認可は、社会的秘密の保護を顧慮し、第一項に定める要件が存しないときのみ、拒否することが許される。認可には次の各号に掲げる事項すべてを正確に記載しなければならず、また、認可は、特別の指摘がされない場合でも、負担の事後的な採用、変更または補充の留保のもとにおかれる。

一 受領者

二 開示されるべき個人関係的データの種類および当事者の範囲

三 開示された個人関係的データを利用することが許される研究または計画

四 開示された個人関係的データを保持することが許される期日

本条は、六九条に対する特別規定である。研究・計画が社会給付主体等の法律上の任務領域の範囲内で行なわれるかぎり、研究・計画目的のためのデータの開示は許されてよいはずであるが、立法者はこのような考え方をとらず本条のごとき特別規定を設けた。本条の制定前にあつては、若干の州のデータ保護法が研究目的のためのデータの開示について定めていただけで、本条は、社会行政の領域にみられたこの大きな欠缺部分を充足することになった。

第一項は、開示の許される実体的要件を定める。まず、開示の許される個人関係的データの範囲が限定されていないのが注目される。もっとも、本条の範囲内でも七六条が適用になるから、研究・計画目的のためのデータ開示も、これが七六条にあげるデータである場合には、そこにあげる要

件のもとでのみ、許される、ということになる。つぎに、官署による研究または計画のいづれかが問題となっていること、また、当事者の保護に値する利益が侵害されないか、当事者の秘密保持利益を「著しく越える」研究・計画上の公益が存在すること、が必要である。後者の要件については、六八条に定める要件の場合に似て、個別事案における利益衡量によらざるをえなくなるが、「著しく」ということばから分かるように、この場合のデータ開示は例外的であると解される。

以上のごとき開示要件が存するときでも（積極的要件）、一定の場合には、データの開示は許されないことになっている（一項二段。消極的要件）。

第二項は、研究・計画目的のためのデータ開示の手続的要件を定める。データ開示の認可権限は、最高の連邦官庁または州官庁にある。同一の研究・計画について複数の官庁による決定が必要となることもありうる。この場合に一部の官庁のみによる認可は、研究・計画の一部についてのみ及ぶことになる。最高の官庁は、審査のうえ一項に定める要件が存しなければ認可しないことができる。二項二段に定める裁量制限は、政府首脳による間接的な影響力の行使を避けるためにおかれた、とされる。認可には、一定の事項を記載しな

ければならない。この記載をしない認可または記載が精確でない認可は、許されない。

第七六条（特別に保護に値する個人関係のデータにおける開示権限の制限）

(1) 第一編第三五条にあげた官署が、医師または刑法典第二〇三条第一項および第三項にあげるその他の者から得た個人関係のデータの開示は、これらの者みずから開示権限をもつてであろう要件のもとでのみ、許される。

(2) 第一項の規定は、第六九条第一項第一号の範囲においては、社会的給付の提供または証明書の交付を理由とする鑑定との関係において得られた個人関係のデータに対しては、適用しない。当事者は、開示に対して異議を申し立てることができる。

本条は、六八条から七五条までの規定にもとづいて許されるデータ開示に対し、さらに制約を加える。

刑法二〇三条の範囲内におけるデータの開示権限に関する判例学説は、本条の解釈にとっても意味をもつとされる。

この判例学説によれば、開示権限は、とりわけ当事者の承認があるとき、またはこの承認があったと判断されるとき、個

別事案においていわゆる義務衝突 (Pflichtenkonflikten) のあるとき、認められる。刑法二〇三条一項にあげる者としては、たとえば、医師その他職務活動について国家的養成を必要とする治療職 (例、看護婦・マッサージ師など) に従事する人などがこれにあたる。また、国家試験の合格が要件となる弁護士・公証人等も、これにあたる。これに対し、刑法二〇三条三項にいう人には、連邦・州の立法機関その他におかれた委員会・参事会の構成員などがある。

第二項は、第一項に定めるデータ開示の制限に対する例外的ケースを規定する。この例外は、もとより医師等の日常的な診断結果に関するデータすべてではなく、一定の個人関係のデータに対してのみ妥当する。ただし、当事者がこのデータ開示に異議を申し立てるときは、開示は許されない。異議申立権の効果的行使のためには、当事者に対し事前にデータ開示の内容等を知らせる必要がある。当事者は、この異議申立てによって不利益をこうむることがありうる (SGB 一編六〇条〜六六条参照)。

第七七条 (範囲外の開示権限の制限)

本法の適用の範囲外にある個人または官署に対する個人関係のデータの開示は、これによって当事者の保護に値



する利益が侵されると認めるに足る理由が存するかぎり、なお許されない。

本条は、六八条から七六条の規定によればデータの開示が許される場合であっても、西ベルリンを含む西ドイツの領土外においてはこの開示が制限されることを定める。立法者によれば、「当事者の保護に値する利益」の侵害は、とりわけ開示されたデータにより当事者の人種・宗教または政治的差別にいたるときなどに認められ、なお、開示されたデータの受入国側にデータ保護規定が存しない場合をあげる説もある。

#### 第七八条（受領者の目的拘束および秘密保持義務）

個人関係のデータもしくは経営上の秘密および取引上の秘密を開示される個人または官署は、それが権限により開示された目的のためにのみ、これを利用することが許される。また、個人または官署は、第一編第三五条にあげる官署のそれと同一程度においてデータの秘密を保持しなければならぬ。

本条は、社会的データの受領者の法的地位を定める。権

西ドイツ社会法典におけるプライバシーの保護と情報公開

乙部

限なくして開示されたデータの利用は、およそ許されない。ただ、データの開示が権限にもとづくものであるか否かの判断は受領者にとつてはむずかしいから、受領者の請求にもとづき開示されたデータは権限にもとづくものであるとみてよい場合が多いであろう。権限にもとづき開示されたデータであっても、その利用はデータの開示目的の範囲内に制限され、かつ、受領者は、SGB一編三五条が明示する官署と同一範囲において秘密保持義務を負う。

#### 三 おわりに

一 社会的給付は、西ドイツ国民の約九〇％<sup>(1)</sup>に対して提供されているといわれている。この給付受給のための申請に際しては、国民は、一身上の事項について種々、行政に対し申し立てなければならぬこと（SGB一編六〇条〜六五条参照）、他方、行政は、申立事項については秘密保持の義務を負うべきことは、容易に理解しうるところである。そうでなければ、受給者が不正確な申立てをする事項がありえ、ひいては社会的給付の公正妥当な支給ということも困難になってくる。したがって、申立事項について秘密保持・プライバシー保護が原則であるが、ただし、社会行政の円滑な運営と国民

の利益のためには、例外的にせよ、職務共助など一定の場合には申立内容の一部の開示ということもやむをえないときもあろう。SGB一編三五条および一〇編二章一節の規定は、右の観点から一つの解決法を示したものととして、注目に値するように思われる。

二 本稿は、SGB一〇編の制定施行後まもないこともあって、二、三の文献のみによりながら関係規定の訳出とその意味の概要について紹介を試みようとしたにすぎない。今後、職務共助と情報公開など個々の規定の適用に関して興味ある判例学説が続出することになると思うが、この展開を注目することにしたい。また、冒頭にも記したように、わが国でもプライバシー保護についての論議は活発になってきている。最近も、弁護士法二三条にもとづく弁護士会からの照会に対し、K市区長がある者についてした前科がある旨の回答はプライバシーの権利等を侵害する違法な行為であるとして、この者がK市を被告として国家賠償を訴求した事案において、この請求を認容した原審判決は正当であると判示する最高裁の判決があった。<sup>2)</sup> 同判決についても、右のSGBの関係規定をも考慮しつつ、ふれる機会を得たいものと考えているが、これは将来の課題として残されることになる。

(1) Merdam, aao S. 150.

(2) 最△三小√判昭和五六年四月一四日判例タイムズ四四二号五頁。

(一九八二・五、西ドイツにて)